(ｲ)　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしていること。また、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記ⅱ）及びⅲ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⅰ）からⅲ）の何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は、下記ⅰ）(a)の要件を満たしていればよい。）。

なお、下記ⅰ）の要件を満たす技術者の他に配置する別の技術者は、１人の技術者が下記ⅱ）及びⅲ）両方の要件を満たしている場合は当該技術者を、２人の技術者が下記ⅱ）、ⅲ）の要件を別々に満たしている場合は２人の技術者を配置すること。

ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上であること。

ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上であること。

(b)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の新設工事であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工経験であること。

ⅲ）コンクリート橋上部工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工経験。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設工事であること。

(c)　最大支間長65m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工経験であること。

上記ⅰ）からⅲ）の全ての施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号吉浜釜石道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 11 月 13 日

法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 259 号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　14、71、27

(2)　借入物品及び数量　登記情報システムの更新用端末装置等　一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成25年12月６日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達係　大木　淳生　電話03―3580―4128（直通）

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成25年11月13日から同年12月５日まで

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　仕様書案の説明会

(1)　開催日時　平成25年11月20日13時15分

(2)　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室

５　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

(2)　Nature and quantity of the products to be leased : Procurement of the terminal system update for the Registration information system, 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　6 December 2013

(4)　Contact point for the notice : Atsuo Ooki, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1－1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 11 月 13 日

法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚